

議案第187号

## 大阪市胞衣汚物処理条例を廃止する条例案

大阪市胞衣汚物処理条例（昭和24年大阪市条例第29号）は、廃止する。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間における胞衣汚物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

### 説 明

胞衣汚物の処理に係る手数料を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市胞衣汚物処理条例

第1条 この条例において胞衣汚物とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 胞衣及び妊娠4月未満の死胎（以下「胞衣等」という。）
- (2) 産汚物若しくは生理汚物又はその附着した布綿、紙類
- (3) 傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその附着した布綿、紙類
- (4) 死体をふいた布綿、紙類
- (5) 前4号に掲げる汚物に類するもので市長が定めるもの

第2条 胞衣汚物の処理を本市に委託しようとする者は、次の範囲内で市長が定める手数料を納付しなければならない。

- |                                    |                         |        |
|------------------------------------|-------------------------|--------|
| (1) 胞衣等                            | 1個につき                   | 1,700円 |
| (2) 前条第2号から第5号までに掲げる汚物<br>のうち布綿、紙類 | 0.1立方メートルまで<br>ごとに      | 600円   |
| (3) 前2号に掲げるもの以外の胞衣汚物               | 1個につき又は1立方<br>メートルまでごとに | 1,400円 |

2 前項の規定にかかわらず、1回の出産により生じた2個以上の胞衣等については、これを1個とみなして手数料を徴収し、産汚物及びその附着した布綿、紙類（以下「産汚物等」という。）と胞衣等とを同時に取り扱うときは、産汚物等についての手数を徴収しない。

3 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第3条 次の各号の一に該当する者に対しては、手数料を減免することができる。

- (1) 公費の救助を受ける者
- (2) 市長が手数料を納付する資力がないと認める者
- (3) その他市長において特別の理由があると認める者

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

### 附 則

大阪市立胞衣汚物取扱所使用条例は、これを廃止する。